

【表2の補足 違反の例】

(1)労働基準法違反の例

第15条 〈労働条件の明示〉	労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払い方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。 また、交付はしているが、法定の記載事項が不足しているもの。
第24条 〈賃金不払〉	賃金について、毎月、所定支払日に賃金の一部又は全部を支払っていないもの。 賃金の控除協定なく、賃金の一部を差し引いて(いわゆる天引き)しているもの。
第32条 〈労働時間〉	時間外労働に関する協定(36協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。 また、36協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。
第35条 〈休日〉	休日労働に関する協定(36協定)の締結・届出がないのに、労働者に法定の休日(1週1日または4週4日)に休日労働を行わせているもの。 また、36協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた休日労働の限度を超えて休日労働を行わせているもの。
第37条 〈割増賃金〉	時間外労働、深夜労働、休日労働を行わせているのに、法定の割増率(通常の賃金の2割5分、休日労働については3割5分、大企業では1ヵ月60時間を超える時間外労働については5割)以上の割増賃金を支払っていないもの。
第89条 〈就業規則の作成等〉	常時使用する労働者が10人以上いるのに、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届出していないもの。 また、労働条件が変更されているのに、就業規則を変更していないもの。
第108条 〈賃金台帳〉	賃金台帳に、賃金額のほか、賃金計算の基礎となる出勤日数、労働時間数、時間外労働時間数、休日労働及び深夜労働時間数など、法定の記載事項を記入していないもの。

(2)労働安全衛生法違反の例

第10条～19条(14条を除く) 〈安全衛生管理体制〉	常時使用する労働者が50人以上いるのに、衛生管理者を選任していないもの。
第14条 〈作業主任者〉	型枠支保工の組立て作業や有機溶剤業務などを行わせているのに、作業主任者を選任していないもの。 また、選任はしているものの、作業指揮などの作業主任者の職務を行わせていないもの。
第20～25条 〈安全基準〉	機械のギヤ、チェーン、Vベルトなど危険な箇所に覆いなどを設けていないもの。 機械のギヤ、ロール、コンベア、スライサー等の掃除や調整の際、運転を停止させていないもの。 また、高さが2メートル以上の高所において作業を行わせるのに、墜落防止のための手すりなどを設置していないもの。
第20～25条 〈衛生基準〉	金属の研磨やアーク溶接などの粉じん作業において、防じんマスク等の保護具を着用させていないもの。
第30・31条 〈特定元方事業者・注文者〉	建設工事現場において、下請業者の労働者に手すりがない違法な足場を使用させるなど、元請けとして必要な措置を行っていないもの。
第45条 〈定期自主検査〉	フォークリフト、車両系建設機械などの法定の機械、設備について、定期的に検査を行っていないもの。
第59・60条 〈安全衛生教育〉	労働者の雇入れ時、危険・有害業務に就かせるなどに、安全衛生教育を行っていないもの。
第61条 〈就業制限〉	クレーンやフォークリフト、車両系建設機械等の運転や、クレーン玉掛の業務に、法定の資格がない者を従事させているもの。
第65条 〈作業環境測定〉	有機溶剤を使用する屋内作業場、粉じん作業場などについて定期的に作業環境測定を行っていないもの。
第66条 〈健康診断〉	常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対して、6月以内ごとに1回、一般定期健康診断を行っていないもの。 有機溶剤業務等の有害業務に常時従事する労働者に対して、6月以内ごとに1回、特殊定期健康診断を行っていないもの。